沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、低廉で良好な公共事業の施行を推進することを目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度(以下「低入札価格調査制度」という。)の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が5,000万円以上の建設工事又は施行令第167条の10の2第1項及び第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する総合評価落札方式により発注する建設工事とする。ただし、予定価格が5,000万円未満の建設工事であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(調査基準価格の設定及び算定)

- 第3条 低入札価格調査制度を適用する場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定 価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮 して得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の算定方法により難いと認める場合は、調査基準価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額とすることができる。
- 3 第1項の規定により算定した合計額、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額及び前項の規定により算定した予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に1,000円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 契約検査課長は、低入札価格調査制度の対象となる建設工事の入札を行う場合は、入札公告又は 指名通知書によりその旨を周知するものとする。

(調査の実施等)

- 第5条 契約検査課長は、第3条の調査基準価格を下回る価格で入札を行った者があるときは、落札決定 を留保し、工事担当課長とともに、当該入札者による当該契約の内容に適合した履行の可否について、 次に掲げる事項の調査を行うものとする。
 - (1) 当該価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事の実施場所付近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と当該入札者との関係
 - (7) 手持機械数の状況

- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の工事名及び発注者
- (10) 当該入札者の経営状態
- (11) その他必要な事項
- 2 契約検査課長は、調査結果を沼津市契約審査委員会(以下「委員会」という。)に提出し、審査を受けるものとする。
- 3 契約検査課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の調査結果に、最低価格入札者の入札 価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある旨の意見を付するものとする。
 - (1) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を十分に行うことができない場合
 - (2) 最低価格入札者が事情聴取等の調査に協力しない場合
 - (3) 設計図書の仕様等に適合しない場合
 - (4) 工事費内訳明細書の積算根拠が適正でない場合(下請等の見積りが反映されていない場合等)
 - (5) 労務単価が地域別最低賃金を下回っている場合
 - (6) 工事費内訳書及び工事費内訳明細書に整合性がない場合
 - (7) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務付けられる工事で、配置予定技術者の資格及び雇用 関係が確認できない場合
 - (8) その他、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合 (失格基準価格)
- 第6条 契約検査課長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判定するための 数値的判断基準として、失格基準価格を設定することができる。
- 2 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮して得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
- 3 前項の規定により算定した合計額に1,000円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 契約検査課長は、失格基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書によりその旨を周知するものとする。
- 5 前条第1項の規定にかかわらず、契約検査課長は、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者があるときは、同項の調査を行わないものとし、当該入札者を失格とする。

(契約審査委員会)

- 第7条 低入札価格調査制度の適正な運用を図るとともに、第5条第1項の調査結果について審査を行う ため、委員会を設置する。
- 2 委員会は、財務部長を委員長とし、都市計画部長、沼津駅周辺整備部長、建設部長、水道部長、まちづくり統括監、工事担当の部長を委員として構成する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、第5条第1項の調査結果について報告を受けたときは、委員会の会議を招集するものとする。

- 5 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数の意見により決するものとする。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。
- 8 委員会の会議は、公開しない。
- 9 委員会の庶務は、財務部契約検査課契約係が担当する。 (審査結果による措置)
- 第8条 契約検査課長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合 した履行がされると認められるときは、直ちに当該入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札 者全員に対してその旨を通知するものとする。
- 2 契約検査課長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合 した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該入札者を落札者とせずに、予定価格の制限 範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」 という。)を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、次順位者につ いて第5条第1項の調査を行う。
- 3 契約検査課長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としない旨 の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するものとする。

(契約後の措置)

- 第9条 工事担当課は、前条第1項及び第3項の規定により落札となった場合は、当該契約に係る建設工事の施工の監視、監督及び検査体制を強化することとし、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 調査で提出させた資料、調査記録等の引き継ぎ
 - (2) 施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングの実施(ヒアリングの内容が低入札価格調査時の内容と異なるときは、ヒアリングの実施及び内容が異なる理由の確認)
 - (3) 施工体制の確認及び配置技術者等の専任把握のための随時点検(報告)
- 第10条 契約検査課長は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び委員会の意見を記載した書面を市長に提出するものとする。

付 則

この要領は、平成12年6月27日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。 付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年5月2日から施行する。 付 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。 付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。 付 則

この要領は、平成20年5月20日から施行する。

付 則

- この要領は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成21年6月2日から施行する。 付 則
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成23年8月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成25年7月1日から施行する。 付 則
- 1 この要領は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 改正後の沼津市低入札価格調査制度実施要領第3条第1号及び第6条第2項の規定は、平成26年4 月1日以後を完成期限として契約する建設工事について適用し、同日前に完成期限として契約する建 設工事については、なお、従前の例による。

付 則

- この要領は、平成26年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成28年7月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成29年6月1日から施行する。 付 則
- この要領は、令和元年6月1日から施行する。 付 則
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、令和4年5月1日から施行する。 付 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。